

答 申

第 1 審査会の結論

長野県警察本部長が行った一部公開決定について、別表 2 の「公開すべき部分」は、公開すべきであり、その余の部分为非公開とする決定は、妥当である。また、別表 3 の文書につき、改めて文書を特定し、公開の可否を判断すべきである。

第 2 審査請求の経過

- 1 令和 2 年(2020年)12月11日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、別表 1 の「公開請求の内容」欄に記載の内容について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和 3 年(2021年) 3月26日、長野県警察本部長（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求について、別表 1 - 1 及び別表 1 - 2 の「公文書の名称」欄に記載の公文書（以下「本件公文書」という。）を含む767文書を特定し、「公開しない部分」欄に記載の部分（以下「本件非公開部分」という。）を「公開しない理由」欄に記載の理由により非公開とする一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 令和 3 年 6 月22日、審査請求人は、長野県公安委員会（以下「本件諮問機関」という。）に対して、本件決定において、特定されなかった公文書の公開並びに氏名及び印影を除く非公開部分の公開を求めて審査請求を行った。
- 4 令和 3 年 8 月30日、本件諮問機関は、審査請求人に対して、審査請求の趣旨及び理由の一部について、審査請求の対象となる処分が判断できないことを理由に、補正を命じた。
- 5 令和 3 年 9 月14日、審査請求人は、審査請求書を補正し、次の(1)及び(2)を求めて、審査請求を行った。
 - (1) 別表 1 - 1 の番号 2、番号31及び番号89並びに別表 1 - 2 の番号 2 から番号 4 まで、番号 8 から番号16まで、番号19から番号54まで及び番号86から番号101までに係る本件決定処分を取り消し、氏名及び印影を除く全てを公開するとの裁決。
 - (2) 本件決定処分において、本件実施機関が対象公文書として特定した公文書以外にも公文書が存在するとの裁決。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 速度違反自動取締装置の仕様等は、装置の性質から考えても、公開した場合、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することはない。また、「正確な事実の把握を困難にする」又は「違法あるいは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にする」といういずれの要件にも該当しない。さらに、高速走行抑制システム等運用状況について、警察は、非公開とする理由を全く説明できておらず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれもないことから、非公開とする必要がない。
- 2 固定式速度違反自動車取締装置は5種類存在し、さらに、半固定式オービスが存在することから、平成30年度に県内に設置された装置は、これらの中から選択されたことになり、その際の検討結果が存在する。また、複数の装置を比較した上で、〇〇製の機種を選定した過程や理由が分かる文書や、公募以前に〇〇が辞退したことを示す文書等が存在するはずであり、これらの文書が存在しない場合には、その合理的な理由を示す文書が存在する。さらに、平成29年度と令和2年度に機種を〇〇に指定して可搬式速度違反自動取締装置の一般競争入札を行っており、当該機種指定に関する文書が存在する。

第4 本件諮問機関及び本件実施機関の主張の要旨

本件諮問機関及び本件実施機関（以下「本件諮問機関等」という。）が理由説明書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号に該当することを理由に非公開とした部分は、業者が独自のノウハウに基づき算出した金額や業者の装置に関する専門的な技術等が記載されている。これらの部分が公開されることとなれば、業者の販売戦略や生産技術が推測可能となるなど、業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれ、経済的不利益が生じるおそれがあり、法人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められる。

2 条例第7条第4号について

条例第7条第4号に該当することを理由に非公開とした部分は、交通取締りの手法や取締装置の運用方法等が記載されている。これらの部分が公開されることとなれば、危険性又は迷惑性の高い違反を誘発し、又はその実行を容易にし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

3 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号に該当することを理由に非公開とした部分は、取締装置の概要や性能等が記載されている。これらの部分が公開されることとなれば、測定可能速度の範囲を超える高速走行の誘因や装置設置場所付近での急激な減速又は加速による円滑な交通の阻害及び重大な交通事故の誘因など、交通取締りに関する事務に関し、正確

な事実の把握を困難にするほか、違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがあると認められる。

4 審査請求人が本件公文書以外にも存在すると主張する公文書について

(1) 平成30年度実施の「中央処理装置付無人速度違反自動取締装置設置工事」に当たっては、公募公告を行い、本業務の実施を希望する者から「参加意思確認書」の提出を求めていたところ、これを提出した者は〇〇のみであり、「提案書（設計図面、設計内訳書その他設置する機器の概要が分かる書類）」も〇〇からしか提出されていないため、本件公文書以外に特定すべき公文書は存在しない。

(2) 平成29年度及び令和2年度に実施した事業に関する公文書を再度確認した結果、本件公文書以外に、次の公文書の存在が認められる。

ア 重要物品購入協議書（平成29年4月7日付けのもの）

イ 重要物品購入（借入）協議について（通知）（平成29年4月24日付けのもの）

ウ 重要物品購入協議書（令和2年3月31日付けのもの）

エ 重要物品購入協議について（回答）（令和2年4月30日付けのもの）

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進を図ることにより県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は、保護すべき個人情報等を除き原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 本件公文書及び本件非公開部分について

(1) 本件公文書について

本件決定において、本件実施機関が特定した公文書は、速度違反自動取締装置（以下「取締装置」という。）に関するものであり、このうち、争いのあるものは、別表1-1及び別表1-2に掲げる次のアからカまでの文書である。

ア 中央処理装置付無人速度違反自動取締装置設置工事基本仕様書

取締装置の概要、設置場所、構成等が記載されたものであり、取締装置設置に係る契約に関する文書である。

イ 見積書

取締装置の新設を検討するに当たって業者から参考に徴取したものであり、取締装置の単価等が記載された文書である。

ウ 電話記録用紙

業者に対して行った取締装置に関する各種問合せや、これに対する業者からの回答が記録された文書である。

エ 取締装置のカタログ等

取締装置の具体的な性能や写真等が記載されたカタログや製品仕様書の他、書類送付案内文やFAX送信用紙など業者から提出を受けた文書である。

オ 事務連絡及び復命書

警察庁から各都道府県警察へ発出した連絡文書や、取締装置の視察結果について、交通指導課の係員が交通指導課長あてに報告した復命書である。

カ 高速走行抑止システム等運用状況表

取締装置の設置場所、撮影総数、検挙数、追跡可能枚数、超過速度別の内訳等が記録された文書である。

(2) 本件非公開部分について

(1) アからカまでの文書に係る本件非公開部分は、概ね次の①から③⑩までの情報であり、条例第7条第3号、第4号又は第6号のいずれかに該当することを理由に、非公開とされている。なお、本件実施機関が条例第7条第2号に該当することを理由に非公開とした部分については、審査請求人と本件諮問機関等との間に争いはない。

①取締装置の仕様等 ②設置場所 ③金額 ④数量 ⑤単位 ⑥形状寸度 ⑦工種（品名） ⑧業者の担当部署又は連絡先 ⑨担当業者の役職 ⑩電話記録用紙の記載事項 ⑪担当者の追記部分 ⑫取締装置に関する写真又は図 ⑬出力部プリンタ出力地点名及び運用部取締画面地点名 ⑭書類送付案内の記事欄の記載事項 ⑮日付 ⑯番号 ⑰自動速度取締係の体制 ⑱可搬式速度違反自動取締装置 ⑲半可搬式速度違反自動取締装置 ⑳固定式速度違反自動取締装置 ㉑その他 ㉒質疑応答 ㉓視察結果 ㉔無線局登録申請の有無 ㉕留意事項 ㉖判断基準 ㉗採用経緯 ㉘〇〇への変更点 ㉙納期 ㉚運用状況表

3 条例第7条第3号該当性について

(1) 本号は、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（以下「法人不利益情報」という。）を非公開とする旨を規定している。「その他正当な利益」には、法人のノウハウ、信用等の法人の事業運営上の地位が広く含まれるものであり、「害すると認められる」かどうかの判断に当たっては、法人の権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人と行政との関係等を十分考慮して適正に判断する必要がある。したがって、法人不利益情報に該当するか否かは、法人に関する情報の内容に即して、個別具体的に判断されるべきであると考えられる。

以下、本件非公開部分（以下、「本件第3号非公開部分」という。）の本号該当性について検討する。

(2) 本件第3号非公開部分を含む文書は、別表1-2の番号2から番号4まで、番号

8から番号16まで及び番号19から番号54までの文書であり、本件第3号非公開部分の本号該当性について、以下、順次検討する。

ア 番号2から番号4まで、番号19、番号20及び番号47は、2(1)イの文書であり、本件第3号非公開部分は、①取締装置の仕様等、②設置場所、③金額、④数量、⑤単位、⑥形状寸度、⑦工種(品名)及び⑧業者の担当部署又は連絡先である。

(ア) ①は、法人のノウハウに関する情報であり、これを公開すると、競合する他の業者に当該法人の経営戦略等の事業に関わる機密情報を把握されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法人不利益情報に該当すると認められる。

(イ) ③は、法人による営業努力、ノウハウ等によって算出された数値であり、これを公開すると、競合する他の業者がこれより安く金額を設定することが可能となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法人不利益情報に該当すると認められる。

(ウ) ②、④、⑤、⑥、⑦及び⑧は、これを公開したとしても、具体的な法人のノウハウに関する情報に結び付かず、法人に不利益を及ぼす特段の事情は考えられないことから、法人不利益情報に該当するとは認められない。

イ 番号9から番号16まで、番号21から番号25まで、番号29、番号31、番号32、番号36、番号37、番号39、番号48及び番号50は、2(1)ウの文書であり、本件第3号非公開部分は、②設置場所、⑧業者の担当部署又は連絡先、⑨担当業者の役職、⑩電話記録用紙の記載事項及び⑪担当者の追記部分である。

(ア) ②、⑧及び⑨は、これを公開したとしても、具体的な法人のノウハウに関する情報に結び付かず、法人に不利益を及ぼす特段の事情は考えられないことから、法人不利益情報に該当するとは認められない。

(イ) ⑩及び⑪は、警察から業者への問合せ内容及びこれに対する業者からの回答内容が記載されているが、次のaからoまでは、これを公開したとしても、具体的な法人のノウハウに関する情報に結び付かず、法人に不利益を及ぼす特段の事情は考えられないことから、法人不利益情報に該当するとは認められない。

- a 番号9の記載欄の1ページ目のうち、1行目及び2行目
- b 番号12の記載欄のうち、6行目、7行目、9行目及び10行目
- c 番号13の記載欄の1ページ目のうち、5行目、6行目、10行目の13文字目から45文字目まで及び11行目から14行目まで並びに2ページ目のうち、1行目から6行目まで、7行目の1文字目から19文字目まで、8行目の5文字目から30文字目まで、9行目及び10行目
- d 番号14の記載欄の1ページ目うち、1行目及び7行目並びに欄外の担当者の追記部分
- e 番号16の記載欄のうち、1行目、10行目から12行目まで及び14行目
- f 番号21の記載欄のうち、12行目及び13行目
- g 番号22の記載欄のうち、1行目、11行目、13行目及び14行目並びに欄外の担当者の追記部分

- h 番号23の記載欄の1ページ目のうち、2行目、3行目、6行目、7行目及び12行目並びに2ページ目のうち、2行目から4行目まで、8行目及び9行目並びに欄外の担当者の追記部分
- i 番号24の記載欄のうち、1行目、5行目及び10行目並びに欄外の担当者の追記部分
- j 番号25、番号29、番号31並びに番号32の記載欄のすべて及び欄外の担当者の追記部分
- k 番号36の欄外の担当者の追記部分
- l 番号37の記載欄の1ページ目のうち、2行目、3行目、5行目及び6行目並びに2ページ目のうち、15行目
- m 番号39の記載欄の1ページ目のうち、3行目及び4行目並びに欄外の担当者の追記部分のうち、1行目及び2行目の1文字目から15文字目まで
- n 番号48の記載欄の1ページ目のすべて
- o 番号50の記載欄のすべて

なお、その余の部分については、法人のノウハウに関する情報や他者との契約に関する情報であり、これを公開すると、競合する他の業者に当該法人の経営戦略等の事業に関わる機密情報を把握されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法人不利益情報に該当すると認められる。

ウ 番号8、番号26から番号28まで、番号30、番号33、番号34、番号38、番号43から番号46まで及び番号52から番号54までは、2(1)エの文書であり、本件第3号非公開部分は、①取締装置の仕様等、⑧業者の担当部署又は連絡先、⑩担当者の追記部分、⑫取締装置に関する写真又は図、⑬出力部プリンタ出力地点名及び運用部取締画面地点名、⑭書類送付案内の記事欄の記載事項、⑮日付及び⑯番号である。

(ア) ⑩は、法人のノウハウに関する情報であり、これを公開すると、競合する他の業者に当該法人の経営戦略等の事業に関わる機密情報を把握されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法人不利益情報に該当すると認められる。

(イ) ⑧、⑬、⑭、⑮及び⑯は、これを公開したとしても、具体的な法人のノウハウに関する情報に結び付かず、法人に不利益を及ぼす特段の事情は考えられないことから、法人不利益情報に該当するとは認められない。

(ウ) ⑫は、これを公開したとしても、取締装置の外観が明らかになるに過ぎず、法人に不利益を及ぼす特段の事情は考えられないことから、法人不利益情報に該当するとは認められない。

(エ) ①は、取締装置の撮影性能や構成等、装置に関する内容が記載されているが、次のaからcまでは、これを公開したとしても、具体的な法人のノウハウに関する情報に結び付かず、法人に不利益を及ぼす特段の事情は考えられないことから、法人不利益情報に該当するとは認められない。

- a 番号43の3ページ目上部の記載部分（「これまでの可搬式速度違反取締装置は…さまざまな制約がありました。」の記載を含む部分）のうち、2行目、3行目の28文字目から47文字目まで及び4行目
- b 番号53の4ページ目のうち、2行目
- c 番号54の2ページ目のうち、「1. 機器の特徴」の記載部分、「3. 計測車両の見える化」の記載部分及び「6. 「車両計測センサー」の差異・特徴」の記載部分

なお、その余の部分については、法人のノウハウに関する情報であり、これを公開すると、競合する他の業者に当該法人の経営戦略等の事業に関わる機密情報を把握されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法人不利益情報に該当すると認められる。

エ 番号35、番号40から番号42まで、番号49及び番号51は、2(1)オの文書であり、本件第3号非公開部分は、①取締装置の仕様、③金額、⑧業者の担当部署又は連絡先、⑩担当者の追記部分、⑫取締装置に関する写真又は図、⑬可搬式速度違反自動取締装置、⑭半可搬式速度違反自動取締装置、⑮固定式速度違反自動取締装置、⑰その他、⑱質疑応答、⑲視察結果、⑳無線局登録申請の有無、㉑留意事項、㉒判断基準、㉓採用経緯、㉔〇〇への変更点及び㉕納期である。

(ア) ③は、法人による営業努力、ノウハウ等によって算出された数値であり、これを公開すると、競合する他の業者がこれより安く金額を設定することが可能となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法人不利益情報に該当すると認められる。

(イ) ⑧、⑳、㉑及び㉒は、これを公開したとしても、具体的な法人のノウハウに関する情報に結び付かず、法人に不利益を及ぼす特段の事情は考えられないことから、法人不利益情報に該当するとは認められない。

(ウ) ㉓は、これを公開したとしても、取締装置の外観が明らかになるに過ぎず、法人に不利益を及ぼす特段の事情は考えられないことから、法人不利益情報に該当するとは認められない。

(エ) ①、⑩、⑬、⑭、⑮、⑰、⑱、㉔及び㉕は、取締装置の撮影性能や構成等、装置に関する内容又は業者から警察への回答が記載されているが、次のaからdまでは、これを公開したとしても、具体的な法人のノウハウに関する情報に結び付かず、法人に不利益を及ぼす特段の事情は考えられないことから、法人不利益情報に該当するとは認められない。

- a 番号35の上方の担当者の追記部分（「…を参考としたい」の記載を含む部分）のうち、1行目の1文字目及び2文字目
- b 番号40の⑬の記載のうち、3行目、6行目、8行目及び12行目、⑭の記載のうち、2行目、3行目の13文字目及び14文字目、4行目の12文字目及び13文字目、5行目並びに7行目、⑮の記載の1ページ目のうち、3行目及び6行目並びに2ページ目のうち、1行目並びに㉑の記載のうち、1行目から12行目まで

c 番号41の下方の担当者の追記部分（「【本件担当】」の記載の直上の部分）のうち、1行目、2行目の1文字目から5文字目まで及び18文字目から24文字目まで、3行目の1文字目から11文字目まで並びに4行目の5文字目から21文字目まで

d 番号42の⑱の記載のうち、3行目、4行目、7行目及び9行目並びに⑳の記載の1ページ目のうち、1行目、6行目、7行目及び8行目の1文字目から4文字目まで並びに2ページ目のうち、1行目、2行目の1文字目から4文字目まで及び3行目の1文字目から4文字目まで

なお、その余の部分については、法人のノウハウに関する情報であり、これを公開すると、競合する他の業者に当該法人の経営戦略等の事業に関わる機密情報を把握されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法人不利益情報に該当すると認められる。

4 条例第7条第6号該当性について

(1) 本号は、公開することにより、県が行う事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがある情報を非公開とする旨を規定している。本号の適用に際しては、公開することにより生ずる支障のみでなく、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれも勘案するものと考えられる。また、公開することによる支障の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものでなければならず、その支障のおそれは、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないと考えられる。

以下、本件非公開部分（以下、「本件第6号非公開部分」という。）の本号該当性について検討する。

(2) 本件第6号非公開部分を含む文書は、別表1-1の番号2、番号31及び番号89並びに別表1-2の番号3、番号8から番号16まで、番号19から番号32まで、番号34から番号46まで、番号48から番号54まで及び番号86から番号101までの文書であり、本件第6号非公開部分の本号該当性について、以下、順次検討する。

ア 別表1-1の番号2、番号31及び番号89は、2(1)アの文書であり、本件第6号非公開部分は、①取締装置の仕様等及び②設置場所である。

(ア) ②は、これが公開されると、取締装置の稼働場所が明らかとなり、当該装置設置場所付近での急激な減速又は加速が行われるなど、正確な事実の把握が困難なおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあり、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

(イ) ①は、取締装置の撮影性能や構成等、装置に関する内容が記載されているが、次のaからhまでは、これを公開したとしても、取締装置の作動条件等が明らかになるとまでは言えず、交通取締りに支障を及ぼす特段の事情は考えられないことから、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあるとは認められない。

- a 取締装置の概要
- b 取締装置の構成
- c 端末装置の制御
- d データ保存
- e 撮影位置
- f 画像明瞭度
- g 記録
- h 測定精度

なお、その余の部分については、取締装置の作動条件等が明らかとなり、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあり、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

イ 別表1-2の番号19及び番号20は、2(1)イの文書であり、本件第6号非公開部分は、①取締装置の仕様等、②設置場所、③金額及び⑧業者の担当部署又は連絡先である。

(ア) ②は、これが公開されると、取締装置の稼働場所が明らかとなり、当該装置設置場所付近での急激な減速又は加速が行われるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあり、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

(イ) ⑧は、これを公開したとしても、交通取締りに支障を及ぼす特段の事情は考えられないことから、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあるとは認められない。

(ウ) ①及び③は、3(2)ア(ア)及び(イ)で述べたとおり、条例第7条第3号に該当すると認められ、本件実施機関が①及び③を非公開とした判断は、結論において妥当である。よって、当審査会は、①及び③の本号該当性について判断しない。

ウ 別表1-2の番号9から番号16まで、番号21から番号25まで、番号29、番号31、番号32、番号36、番号37、番号39、番号48及び番号50は、2(1)ウの文書であり、本件第6号非公開部分は、②設置場所、⑩電話記録用紙の記載事項及び⑪担当者の追記部分である。

(ア) ②は、これが公開されると、取締装置の稼働場所が明らかとなり、当該装置設置場所付近での急激な減速又は加速が行われるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあり、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

(イ) ⑩及び⑪は、警察から業者への問合せ内容及びこれに対する業者からの回答内容が記載されているが、次のaからqまでは、これを公開したとしても、警察の取締手法等が明らかになるとまでは言えず、交通取締りに支障を及ぼす特

段の事情は考えられないことから、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあるとは認められない。

- a 番号9の記載欄の1ページ目のうち、1行目及び2行目
- b 番号12の記載欄のうち、6行目、7行目、9行目及び10行目
- c 番号13の記載欄の1ページ目のうち、5行目、6行目、10行目の13文字目から45文字目まで及び11行目から14行目まで並びに2ページ目のうち、1行目から6行目まで、7行目の1文字目から19文字目まで、8行目の5文字目から30文字目まで、9行目及び10行目
- d 番号14の記載欄の1ページ目のうち、1行目及び7行目並びに欄外の担当者の追記部分
- e 番号16の記載欄のうち、1行目、10行目から12行目まで及び14行目
- f 番号21の記載欄のうち、12行目の1文字目から7文字目まで及び20文字目から47文字目まで並びに13行目
- g 番号22の記載欄のうち、11行目、13行目及び14行目
- h 番号23の記載欄の1ページ目のうち、2行目、3行目、6行目、7行目並びに12行目の1文字目から10文字目まで及び18文字目から37文字目まで並びに2ページ目のうち、2行目から4行目まで
- i 番号25の記載欄のすべて及び欄外の担当者の追記部分のうち、取締装置の設置場所の分かる記載以外の部分
- j 番号29の記載欄の1ページ目のうち、2行目から4行目まで及び6行目並びに欄外の担当者の追記部分のうち、取締装置の設置場所の分かる記載以外の部分
- k 番号31の記載欄のうち、1行目の29文字目から37文字目まで及び4行目から10行目まで並びに欄外の担当者の追記部分のうち、取締装置の設置場所の分かる記載以外の部分
- l 番号32の記載欄の1ページ目のうち、6行目から9行目まで、10行目の1文字目から5文字目まで及び11文字目から48文字目まで、11行目の1文字目から6文字目まで及び12文字目から48文字目まで並びに12行目並びに2ページ目及び3ページ目のすべて並びに欄外下部の担当者の追記部分
- m 番号36の欄外の担当者の追記部分
- n 番号37の記載欄の1ページ目のうち、2行目、3行目、5行目及び6行目並びに2ページ目のうち、15行目
- o 番号39の記載欄の1ページ目のうち、3行目及び4行目並びに欄外の担当者の追記部分
- p 番号48の記載欄の1ページ目のすべて
- q 番号50の記載欄のすべて

また、次のrからyまでは、これが公開されると、取締装置の稼働場所が明らかとなり、当該装置設置場所付近での急激な減速又は加速が行われるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあり、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値

する程度の蓋然性があると認められる。

- r 番号21の記載欄のうち、12行目の8文字目から19文字目まで
- s 番号22の記載欄のうち、1行目及び欄外の担当者の記載部分
- t 番号23の記載欄の1ページ目のうち、12行目の11文字目から17文字目まで並びに2ページ目の8行目及び9行目並びに欄外の担当者の追記部分
- u 番号24の記載欄のうち、1行目、5行目及び10行目並びに欄外の担当者の追記部分
- v 番号25の欄外の担当者の追記部分のうち、取締装置の設置場所の分かる記載部分
- w 番号29の記載欄の1ページ目のうち、1行目及び14行目並びに2ページ目の2行目及び3行目並びに欄外の担当者の追記部分のうち、取締装置の設置場所の分かる記載部分
- x 番号31の記載欄のうち、1行目の1文字目から6文字目まで及び欄外の担当者の追記部分のうち、取締装置の設置場所の分かる記載部分
- y 番号32の記載欄の1ページ目のうち、1行目、10行目の6文字目から10文字目まで及び11行目の7文字目から11文字目まで

なお、その余の部分については、3(2)イ(4)なお書きのとおり、条例第7条第3号に該当すると認められ、本件実施機関がその余の部分为非公開とした判断は、結論において妥当である。よって、当審査会は、その余の部分の本号該当性について判断しない。

エ 番号8、番号26から番号28まで、番号30、番号33、番号34、番号38、番号43から番号46まで及び番号52から番号54までは、2(1)エの文書であり、本件第6号非公開部分は、①取締装置の仕様等、⑧業者の担当部署又は連絡先、⑩担当者の追記部分、⑫取締装置に関する写真又は図、⑬出力部プリンタ出力地点名及び運用部取締画面地点名、⑭書類送付案内の記事欄の記載事項、⑮日付及び⑯番号である。

(ア) ⑫は、取締装置の外形が明らかとなり、当該装置設置場所付近での急激な減速又は加速が行われるなど、正確な事実の把握が困難なおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあり、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

(イ) ⑧、⑮及び⑯は、これを公開したとしても、交通取締りに支障を及ぼす特段の事情は考えられないことから、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあるとは認められない。

(ウ) ①は、取締装置の撮影性能や構成等、装置に関する内容が記載されているが、次のaからcまでは、これを公開したとしても、警察の取締手法等が明らかになるとまでは言えず、交通取締りに支障を及ぼす特段の事情は考えられないことから、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあるとは認められない。

- a 番号43の3ページ目上部の記載部分（「これまでの可搬式速度違反取締装置は…さまざまな制約がありました。」の記載を含む部分）のうち、2行目、3行目の28文字目から47文字目まで及び4行目
- b 番号53の4ページ目のうち、2行目
- c 番号54の2ページ目のうち、「1. 機器の特徴」の記載部分、「3. 計測車両の見える化」の記載部分及び「6. 「車両計測センサー」の差異・特徴」の記載部分

なお、その余の部分については、3(2)ウ(エ)なお書きのとおり、条例第7条第3号に該当すると認められ、本件実施機関がその余の部分为非公開とした判断は、結論において妥当である。よって、当審査会は、その余の部分の本号該当性について判断しない。

(エ) ⑬は、取締装置により撮影した違反写真等に表示される文字に関する記入用紙であるが、次のa及びbは、これを公開したとしても、警察の取締手法等が明らかになるとまでは言えず、交通取締りに支障を及ぼす特段の事情は考えられないことから、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあるとは認められない。

- a 出力部プリンタ出力地点名の「速度」（番号27の「記入①」の部分）、「地点名」（同「記入③」の部分）及び「第○車線」（同「記入④」の部分）の記入欄以外の部分
- b 運用部取締画面地点名の「地点名・車線名」（同「記入⑤」の部分）の記入欄以外の部分

なお、その余の部分については、取締装置の稼働場所などの警察の取締手法等が明らかとなり、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあり、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

(カ) ⑭は、業者が警察へ送付した書類に関する説明が記載されているが、次のa及びbは、これを公開したとしても、警察の取締手法等が明らかになるとまでは言えず、交通取締りに支障を及ぼす特段の事情は考えられないことから、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあるとは認められない。

- a 番号26の記載事項のうち、2行目の18文字目から29文字目まで並びに6行目の6文字目及び9文字目から23文字目まで
- b 番号38の記載事項のうち、10行目

なお、その余の部分については、取締装置の稼働場所が明らかとなり、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあり、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

(キ) ⑮は、3(2)ウ(ア)で述べたとおり、条例第7条第3号に該当すると認められ、本件実施機関が⑮を非公開とした判断は、結論において妥当である。よって、当審査会は、⑮の本号該当性について判断しない。

オ 番号35、番号40から番号42まで、番号49及び番号51は、2(1)オの文書であり、本件第6号非公開部分は、①取締装置の仕様、③金額、⑧業者の担当部署又は連絡先、⑪担当者の追記部分、⑫取締装置に関する写真又は図、⑬自動速度取締系の体制、⑭可搬式速度違反自動取締装置、⑮半可搬式速度違反自動取締装置、⑯固定式速度違反自動取締装置、⑰その他、⑱質疑応答、⑲視察結果、⑳無線局登録申請の有無、㉑留意事項、㉒判断基準、㉓採用経緯、㉔〇〇への変更点及び㉕納期である。

(ア) ⑫は、取締装置の外形が明らかとなり、当該装置設置場所付近での急激な減速又は加速が行われるなど、正確な事実の把握が困難なおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあり、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

(イ) ⑬、⑱、㉒及び㉓は、警察の取締手法等が明らかとなり、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあり、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

(ウ) ⑧及び㉔は、これを公開したとしても、交通取締りに支障を及ぼす特段の事情は考えられないことから、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあるとは認められない。

(エ) ①、⑪、⑬、⑭、⑯、⑰、⑱、㉒、㉓、㉔及び㉕は、取締装置の撮影性能や構成等、装置に関する内容及び業者からの回答が記載されているが、次のaからdまでは、これを公開したとしても、警察の取締手法等が明らかになるとまでは言えず、交通取締りに支障を及ぼす特段の事情は考えられないことから、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあるとは認められない。

a 番号35の上方の担当者の追記部分（「…を参考としたい」の記載を含む部分）のうち、1行目の1文字目及び2文字目

b 番号40の⑬の記載のうち、3行目、6行目、8行目及び12行目、⑭の記載のうち、2行目、3行目の13文字目及び14文字目、4行目の12文字目及び13文字目、5行目並びに7行目、⑯の記載の1ページ目のうち、3行目及び6行目並びに2ページ目のうち、1行目並びに⑱の記載のうち、1行目から12行目まで

c 番号41の下方の担当者の追記部分（「【本件担当】」の記載の直上の部分）のうち、1行目、2行目の1文字目から5文字目まで及び18文字目から24文字目まで、3行目の1文字目から11文字目まで並びに4行目の5文字目から21文字目まで

d 番号42の⑬の記載のうち、3行目、4行目、7行目及び9行目並びに⑯の記載の1ページ目のうち、1行目、6行目、7行目及び8行目の1文字目から4文字目まで並びに2ページ目の1行目、2行目の1文字目から4文字目まで及び3行目の1文字目から4文字目まで

なお、その余の部分については、3(2)エ(エ)なお書きのとおり、条例第7条

第3号に該当すると認められ、本件実施機関がその余の部分为非公開とした判断は、結論において妥当である。よって、当審査会は、その余の部分の本号該当性について判断しない。

(ウ) ③は、3(2)エ(ア)で述べたとおり、条例第7条第3号に該当すると認められ、本件実施機関が③を非公開とした判断は、結論において妥当である。よって、当審査会は、③の本号該当性について判断しない。

カ 番号86から番号101までは、2(1)カの文書であり、本件第6号非公開部分は、⑩運用状況表である。

⑩は、取締装置の設置場所、撮影総数、検挙数等が記載されているが、番号87から番号101までのうち、「検挙」、「捜査不能」、「未処理」、「超過速度別」及び「違反者の方面別」の小計の項目名は、これを公開したとしても、警察の取締手法等が明らかになるとまでは言えず、交通取締りに支障を及ぼす特段の事情は考えられないことから、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあるとは認められない。

なお、その余の部分については、取締装置の稼働場所や検挙率の高さなど、警察の交通取締状況が明らかとなり、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあり、当該部分を公開することによる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

5 条例第7条第4号該当性について

(1) 本号は、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報（以下「犯罪捜査等支障情報」という。）を非公開とする旨を規定している。「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共安全と秩序を維持するための諸活動が阻害され、又は適正に行われなくなるおそれがある場合をいい、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」とは、当該情報の性質上、公開又は非公開の判断に、犯罪等に関する将来予測としての専門的又は技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるかどうかを検討することが適当であると考えられる。

以下、本件非公開部分（以下、「本件第4号非公開部分」という。）の本号該当性について検討する。

(2) 本件第4号非公開部分を含む文書は、別表1-2の番号40、番号43、番号45、番号46、番号54及び番号86から番号101までの文書であり、本件第4号非公開部分の本号該当性について、以下、順次検討する。

ア 番号43、番号45、番号46及び番号54は、2(1)エの文書であり、本件第4号非公開部分は、①取締装置の仕様等、⑫取締装置に関する写真又は図、⑮日付及び⑯番号である。

- (ア) ⑮及び⑯は、これを公開したとしても、警察の取締手法等が明らかになるとまでは言えず、不当な行為を容易にし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないことから、非公開とすることにつき相当な理由があるとは認められない。
- (イ) ①は、取締装置の撮影性能や構成等、装置に関する内容が記載されているが、次の a 及び b は、これを公開したとしても、警察の取締手法等が明らかになるとまでは言えず、交通取締りに支障を及ぼす特段の事情は考えられないことから、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不当な行為を容易にするおそれがあるとは認められない。
- a 番号43の3ページ目上部の記載部分（「これまでの可搬式速度違反取締装置は…さまざまな制約がありました。」の記載を含む部分）のうち、2行目、3行目の28文字目から47文字目まで及び4行目
- b 番号54の2ページ目のうち、「1. 機器の特徴」の記載部分、「3. 計測車両の見える化」の記載部分及び「6. 「車両計測センサー」の差異・特徴」の記載部分
- なお、その余の部分については、3(2)ウ(エ)なお書きのとおり、条例第7条第3号に該当すると認められ、本件実施機関がその余の部分为非公開とした判断は、結論において妥当である。よって、当審査会は、その余の部分の本号該当性について判断しない。
- (ウ) ⑫は、4(2)エ(ア)で述べたとおり、条例第7条第6号に該当すると認められ、本件実施機関が⑫を非公開とした判断は、結論において妥当である。よって、当審査会は、⑫の本号該当性について判断しない。
- イ 番号40は、2(1)オの文書であり、本件第4号非公開部分は、⑰自動速度取締係の体制である。
- ⑰は、4(2)オ(イ)で述べたとおり、条例第7条第6号に該当すると認められ、本件実施機関が⑰を非公開とした判断は、結論において妥当である。よって、当審査会は、⑰の本号該当性について判断しない。
- ウ 番号86から番号101までは、2(1)カの文書であり、本件第4号非公開部分は、⑳運用状況表である。
- ㉑は、取締装置の設置場所、撮影総数、検挙数等が記載されているが、番号87から番号101までのうち、「検挙」、「捜査不能」、「未処理」、「超過速度別」及び「違反者の方面別」の小計の項目名は、これを公開したとしても、警察の取締手法等が明らかになるとまでは言えず、不当な行為を容易にし、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないことから、非公開とすることにつき相当な理由があるとは認められない。
- なお、その余の部分については、4(2)カナお書きのとおり、条例第7条第6号に該当すると認められ、本件実施機関がその余の部分为非公開とした判断は、結論において妥当である。よって、当審査会は、その余の部分の本号該当性について判断しない。

6 本件実施機関が本件非公開部分を非公開とした判断について

3、4及び5を踏まえて、本件非公開部分のうち、当審査会において、条例第7条第3号、第4号又は第6号のいずれの該当性も認められないと判断した部分は、公開すべきであり、その余の部分を非公開とした本件実施機関の判断は、妥当である。

7 審査請求人が本件公文書以外にも存在すると主張する公文書について

審査請求人及び本件実施機関の双方の主張を検討したところ、平成30年度に実施した事業に関して、業務の実施を希望するための「参加意思確認書」を提出した者は〇〇のみであり、「提案書（設計図面、設計内訳書その他設置する機器の概要が分かる書類）」も〇〇からしか提出されていないため、本件公文書以外に特定すべき公文書は存在しないという本件諮問実施機関等の説明に不合理な点はない。

なお、本件実施機関は、平成29年度及び令和2年度に実施した事業に関して、本件公文書以外に別表3の文書の存在を新たに認めていることから、当該文書について、改めて文書を特定し、公開の可否を判断すべきである。

8 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

9 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和3年（2021年）	12月16日	諮問
令和4年（2022年）	7月29日	理由説明書受領
	8月28日	意見書受領
令和5年（2023年）	3月23日	本件実施機関からの意見聴取及び審査請求人からの提出陳述書面の確認
	5月22日	審議
	7月31日	審議
	11月28日	審議
令和6年（2024年）	1月18日	審議終結

(別表1-1)

※「公開しない部分」欄の①及び②は、第5の2(2)に対応している。

警務部会計課監査室				
請求の内容	番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
1. 平成24年度(2012年度)以降の固定式もしくは可搬式速度違反自動取締装置および高速走行抑止システムに関するもので、以下の全て。 (ア) 契約に関するすべての文章。 入札説明書・契約書・仕様書等で、購入・設置工事・修理・保守点検その他全てを含む。	2	中央処理装置付無人速度違反自動取締装置設置工事基本仕様書(件名「中央処理装置付無人速度違反自動取締装置設置工事」)	①取締装置の概要、②設置場所、①取締装置の構成、①端末装置の制御、①データ保存、①速度測定範囲、①速度測定精度、①測定車線、①撮影位置、①画像明瞭度、①撮影間隔、①シャッター速度、①記録、①環境条件等温度範囲、①測定精度	条例第7条第6号該当 取締装置の概要等は、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
	31	中央処理装置付無人速度違反自動取締装置設置工事基本仕様書(件名「中央処理装置付無人速度違反自動取締装置設置工事」)	①取締装置の概要、②設置場所、①取締装置の構成、①端末装置の制御、①データ保存、①速度測定範囲、①速度測定精度、①測定車線、①撮影位置、①画像明瞭度、①撮影間隔、①シャッター速度、①記録、①環境条件等温度範囲、①測定精度	条例第7条第6号該当 取締装置の概要は、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
	89	中央処理装置付無人速度違反自動取締装置設置工事基本仕様書(件名「中央処理装置付無人速度違反自動取締装置設置工事」)	①取締装置の概要、②設置場所、①取締装置の構成等、①端末装置の制御、①データ保存、①速度測定範囲、①速度測定精度、①測定車線、①撮影位置、①画像明瞭度、①撮影間隔、①シャッター速度、①記録、①環境条件等温度範囲及び①測定精度	条例第7条第6号該当 取締装置の概要等は、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。

(別表1-2)

※「公開しない部分」欄の①から⑩までは、第5の2(2)に対応している。

交通部交通指導課指導取締係				
請求の内容	番号	公文書の名称	公開しない部分	公開しない理由
1 平成24年度(2012年度)以降の固定式もしくは可搬式速度違反自動取締装置及び高速走行抑止システムに関するもので、以下の全て。 (イ)機種選定あるいは調達の際に県警が装置の性能等について業者に対して行った質問及び回答。 (ウ)装置の製造業者や入札の参加希望業者の調達に関する質問および回答。 (エ)その他の〇〇、〇〇、〇〇との速度違反自動取締装置に関する	2	御見積書 (TM-16072702のもの)	担当者の印影	条例第7条第2号該当 担当者の印影は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
			⑧電話番号、③金額、①品名・型式及規格及び④⑤数量単位、③単価が記載されている部分	条例第7条第3号該当 番号等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
	3	御見積書 (TM-16072703のもの)	担当者の印影	条例第7条第2号該当 担当者の印影は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
			⑧電話番号、③金額、①品名・型式及規格及び④⑤数量単位、③単価が記載されている部分	条例第7条第3号該当 番号等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
			①内訳書備考欄	条例第7条第6号該当 性能等は、速度取締機器の性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
	4	御見積書 (TM-16072707のもの)	担当者の印影	条例第7条第2号該当 担当者の印影は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
⑧電話番号、③金額、③品名、⑥形状寸度、④数量、⑤単位及び③単価、⑦工			条例第7条第3号該当 番号等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。	

郵便・電話・FAX・電子メール等の通信内容。 (オ)その他の○○、○○との全ての郵便・電話・FAX・電子メール等の通信内容。	8	カタログ（速度違反自動取締装置オービス○○のもの）	種が記載されている部分	
			⑫写真	条例第7条第3号該当 写真等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
			①装置の概要、 ①特徴、①運用方法、①比較表及び①名称が記載されている部分	条例第7条第6号該当 写真等は、速度取締機器の運用及び性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
	9	電話記録用紙（平成28年8月25日午後4時20分発信のもの）	担当者の氏名	条例第7条第2号該当 担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
			警部補（相当職を含む。）以下の氏名及び印影	条例第7条第2号該当 警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号のウの職を定める規則（平成14年長野県公安委員会規則第6号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。
			⑧担当部署及び ⑧電話番号	条例第7条第3号該当 担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
			⑩記事欄の記載事項	条例第7条第3号該当 記事欄の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
				条例第7条第6号該当 記事欄の記載内容は、速度取締機器の性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその

			発見を困難にするおそれがあると認められるため。
10	電話記録用紙 (平成 28 年 8 月 25 日午 後 4 時 40 分 発信のもの)	担当者の氏名	条例第 7 条第 2 号該当 担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
		警部補 (相当職を含む。) 以下の氏名及び印影	条例第 7 条第 2 号該当 警部補 (相当職を含む。) 以下の職員の氏名及び印影は、条例第 7 条第 2 号のウの職を定める規則 (平成 14 年長野県公安委員会規則第 6 号) により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。
		⑨ 役職及び⑧ 電話番号	条例第 7 条第 3 号該当 役職等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
		⑩ 記事欄の記載事項	条例第 7 条第 3 号該当 記事欄の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
			条例第 7 条第 6 号該当 記事欄の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
11	電話記録用紙 (平成 28 年 8 月 26 日午 後 1 時 50 分 発信、件名 「オービスの リースに関する 問い合わせ」 のもの)	担当者の氏名	条例第 7 条第 2 号該当 担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
		警部補 (相当職を含む。) 以下の氏名及び印影	条例第 7 条第 2 号該当 警部補 (相当職を含む。) 以下の職員の氏名及び印影は、条例第 7 条第 2 号のウの職を定める規則 (平成 14 年長野県公安委員会規則第 6 号) により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。

		<p>⑧担当部署及び ⑧電話番号</p> <p>⑩記事欄の記載事項</p>	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第7条第3号該当</p> <p>記事欄の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>記事欄の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
12	電話記録用紙 (平成28年8月26日午後1時50分発信、件名「契約リース会社に関する問い合わせ」のもの)	<p>担当者の氏名</p> <p>警部補(相当職を含む。)以下の氏名及び印影</p> <p>⑧担当部署及び ⑧電話番号</p> <p>⑩記事欄の記載事項</p>	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p> <p>条例第7条第2号該当</p> <p>警部補(相当職を含む。)以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号のウの職を定める規則(平成14年長野県公安委員会規則第6号)により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。</p> <p>条例第7条第3号該当</p> <p>担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第7条第3号該当</p> <p>記事欄の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>記事欄の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情</p>

				報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
13	電話記録用紙 (平成 28 年 8 月 29 日午 後 3 時 45 分 発信のもの)	担当者の氏名	条例第 7 条第 2 号該当 担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。	
		警部補（相当職を含む。）以下の氏名及び印影	条例第 7 条第 2 号該当 警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影は、条例第 7 条第 2 号のウの職を定める規則（平成 14 年長野県公安委員会規則第 6 号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないとされているため。	
		⑧担当部署及び ⑧電話番号	条例第 7 条第 3 号該当 担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。	
		⑩記事欄の記載事項	条例第 7 条第 3 号該当 記事欄の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。 条例第 7 条第 6 号該当 記事欄の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。	
14	電話記録用紙 (平成 28 年 8 月 31 日午 後 3 時 15 分 発信のもの)	担当者の氏名	条例第 7 条第 2 号該当 担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。	
		警部補（相当職を含む。）以下の氏名及び印影	条例第 7 条第 2 号該当 警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影は、条例第 7 条第 2 号のウの職を定める規則（平成 14 年長野県公安委員会規則第 6 号）により、警部補以下の	

				階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。
			⑧担当部署及び ⑧電話番号	条例第7条第3号該当 担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
			⑩記事欄及び⑪ 欄外の記載事項	条例第7条第3号該当 記事欄等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
				条例第7条第6号該当 記事欄等の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
15	電話記録用紙 (平成28年 9月6日午前 10時30分発 信のもの)	担当者の氏名	条例第7条第2号該当 担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。	
		警部補(相当職を含む。)以下の氏名及び印影	条例第7条第2号該当 警部補(相当職を含む。)以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号のウの職を定める規則(平成14年長野県公安委員会規則第6号)により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。	
		⑧担当部署及び ⑧電話番号	条例第7条第3号該当 担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。	
		⑩記事欄及び⑪ 欄外の記載事項	条例第7条第3号該当 記事欄等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を	

			害すると認められるため。
			<p>条例第7条第6号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
16	電話記録用紙 (平成28年9月6日午後2時発信のもの)	担当者の氏名	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
		警部補(相当職を含む。)以下の氏名及び印影	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>警部補(相当職を含む。)以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号のウの職を定める規則(平成14年長野県公安委員会規則第6号)により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。</p>
		⑧担当部署及び⑧電話番号	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
		⑩記事欄及び⑪欄外の記載事項	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
			<p>条例第7条第6号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
19	御見積書 (TM-16101402のもの)	担当者の印影	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>担当者の印影は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
		⑧電話番号、③	<p>条例第7条第3号該当</p>

		単価、③金額、 ①②品名・型式 及規格及び①② 見積条件が記載 されている部分	<p>番号等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>番号等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
20	御 見 積 書 (TM- 16101403 のも の)	担当者の印影	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>担当者の印影は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
		⑧電話番号、③ 単価、③金額、 ①②品名・型式 及規格及び①② 見積条件が記載 されている部分	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>番号等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>番号等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
21	電話記録用紙 (平成 28 年 10 月 26 日午 後 4 時 3 0 分 発信のもの)	担当者の氏名	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
		警部補（相当職 を含む。）以下 の氏名及び印影	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号のウの職を定める規則（平成14年長野県公安委員会規則第6号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。</p>
		⑧担当部署及び ⑧電話番号	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該</p>

				法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
		⑩記事欄及び⑪欄外の記載事項	条例第7条第3号該当	記事欄等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
			条例第7条第6号該当	記事欄等の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
22	電話記録用紙 (平成29年5月15日午前9時着信のもの)	担当者の氏名	条例第7条第2号該当	担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
		警部補(相当職を含む。)以下の氏名及び印影	条例第7条第2号該当	警部補(相当職を含む。)以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号のウの職を定める規則(平成14年長野県公安委員会規則第6号)により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。
		⑧担当部署及び⑧電話番号	条例第7条第3号該当	担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
		⑩記事欄及び⑪欄外の記載事項	条例第7条第3号該当	記事欄等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
条例第7条第6号該当	記事欄等の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはそ			

				の発見を困難にするおそれがあると認められるため。
23	電話記録用紙 (平成 29 年 7 月 5 日午前 11 時着信のもの)	担当者の氏名	条例第 7 条第 2 号該当 担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。	
		警部補 (相当職を含む。) 以下の氏名及び印影	条例第 7 条第 2 号該当 警部補 (相当職を含む。) 以下の職員の氏名及び印影は、条例第 7 条第 2 号のウの職を定める規則 (平成 14 年長野県公安委員会規則第 6 号) により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。	
		⑧担当部署及び ⑧電話番号	条例第 7 条第 3 号該当 担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。	
		⑩記事欄及び⑪ 欄外の記載事項	条例第 7 条第 3 号該当 記事欄等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。 条例第 7 条第 6 号該当 記事欄等の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。	
24	電話記録用紙 (平成 29 年 8 月 21 日午前 10 時 30 分 着信のもの)	担当者の氏名	条例第 7 条第 2 号該当 担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。	
		警部補 (相当職を含む。) 以下の氏名及び印影	条例第 7 条第 2 号該当 警部補 (相当職を含む。) 以下の職員の氏名及び印影は、条例第 7 条第 2 号のウの職を定める規則 (平成 14 年長野県公安委員会規則第 6 号) により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。	

		<p>⑧担当部署及び ⑧電話番号</p>	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
		<p>⑩記事欄及び⑪欄外の記載事項</p>	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
25	電話記録用紙 (平成29年12月11日午後4時40分着信のもの)	<p>担当者の氏名</p>	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
		<p>警部補（相当職を含む。）以下の氏名及び印影</p>	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号のウの職を定める規則（平成14年長野県公安委員会規則第6号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。</p>
		<p>⑧担当部署及び ⑧電話番号</p>	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
		<p>⑩記事欄及び⑪欄外の記載事項</p>	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、速度取締機器の運用に関する</p>

				情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
26	書類送付案内 (送信元〇〇のもの)	担当者の氏名及びメールアドレス	条例第7条第2号該当 担当者の氏名等は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。	
		警部補（相当職を含む。）以下の氏名	条例第7条第2号該当 警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名は、条例第7条第2号のウの職を定める規則（平成14年長野県公安委員会規則第6号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。	
		⑮日付、⑧担当部署、⑧電話番号、⑧FAX番号が記載されている部分	条例第7条第3号該当 日付等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。	
		⑭本文の一部	条例第7条第6号該当 日付等の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。	
27	記入要領（前記26に添付されたもの）	⑬出力部プリンタ出力地点名、⑬運用部取締画面地点名	条例第7条第3号該当 出力部プリンタ出力地点名は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。	
			条例第7条第6号該当 出力部プリンタ出力地点名は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。	

28	記入用紙（前記 26 に添付されたもの）	⑬出力部プリンタ出力地点名、	<p>条例第 7 条第 3 号該当</p> <p>出力部プリンタ出力地点名は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
		⑬運用部取締画面地点名	<p>条例第 7 条第 6 号該当</p> <p>出力部プリンタ出力地点名は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
29	電話記録用紙（平成 30 年 2 月 13 日午後 6 時 10 分着信のもの）	担当者の氏名	<p>条例第 7 条第 2 号該当</p> <p>担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
		警部補（相当職を含む。）以下の氏名及び印影	<p>条例第 7 条第 2 号該当</p> <p>警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影は、条例第 7 条第 2 号のウの職を定める規則（平成 14 年長野県公安委員会規則第 6 号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。</p>
		⑧担当部署及び ⑧電話番号	<p>条例第 7 条第 3 号該当</p> <p>担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
		②件名、⑩記事欄及び⑪欄外の記載事項	<p>条例第 7 条第 3 号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>

30	記入用紙	⑬出力部プリンタ出力地点名、	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>出力部プリンタ出力地点名等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
		⑬運用部取締画面地点名	<p>条例第7条第6号該当</p> <p>出力部プリンタ出力地点名等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
31	電話記録用紙 (平成30年2月26日午前10時40分発信のもの)	担当者の氏名	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
		警部補(相当職を含む。)以下の氏名及び印影	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>警部補(相当職を含む。)以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号のウの職を定める規則(平成14年長野県公安委員会規則第6号)により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないとされているため。</p>
		⑧担当部署及び ⑧電話番号	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
		②件名、⑩記事欄及び⑪欄外の記載事項	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>

32	電話記録用紙 (平成 30 年 3 月 7 日午前 8 時 50 分着 信のもの)	担当者の氏名	<p>条例第 7 条第 2 号該当</p> <p>担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
		警部補（相当職を含む。）以下の氏名及び印影	<p>条例第 7 条第 2 号該当</p> <p>警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影は、条例第 7 条第 2 号のウの職を定める規則（平成 14 年長野県公安委員会規則第 6 号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。</p>
		⑧担当部署及び ⑧電話番号	<p>条例第 7 条第 3 号該当</p> <p>担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
		②件名、⑩記事欄及び⑪欄外の記載事項	<p>条例第 7 条第 3 号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
			<p>条例第 7 条第 6 号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
		33	FAX 送信用紙 (送信者長野 県警察本部交 通部交通指導 課のもの)
警部補（相当職を含む。）以下の氏名	<p>条例第 7 条第 2 号該当</p> <p>警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名は、条例第 7 条第 2 号のウの職を定める規則（平成 14 年長野県公安委員会規則第 6 号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。</p>		
⑧担当部署	<p>条例第 7 条第 3 号該当</p>		

				担当部署は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
	34	記入用紙	⑬出力部プリンタ出力地点名、 ⑬運用部取締画面地点名	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>出力部プリンタ出力地点名は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>出力部プリンタ出力地点名は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
2 業者または警察庁等の速度違反自動取締装置の製品案内。例えば、新製品の案内や特性の案内、説明資料など。	35	「交通指導だより」の送付について（平成28年2月17日付け事務連絡、警察庁交通局交通指導課理事官発出のもの）	警部補（相当職を含む。）以下の氏名及び印影	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号のウの職を定める規則（平成14年長野県公安委員会規則第6号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないとされているため。</p>
3 速度違反自動取締装置を購入するにあたって参考とした資料。			⑩担当者の追記部分 本文のうち、①概要、①装置の特徴、①「1計測原理」、①「2違反車両の特定・印刷」、①「3主な仕様」及び①「4装置の構成と運用」の記載事項	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>担当者の追記部分等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>担当者の追記部分等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
4 速度違反自動取締装置の機種選定の理	36	電話記録用紙 （平成28年6月10日午前10時50分	担当者の氏名	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>

<p>由、使用された資料および、選定過程の全ての文章。 例えば、使用した取扱説明書やカタログ等の部分や、本県あるいは他県警察での運用状況から確認したそれぞれの装置に関する利点や問題点。</p> <p>5 上記以外の、機種指定において、可搬式速度違反自動取締装置〇〇と〇〇の2機種の仕様を確認したもの、および仕様の差異が確認できるもの。どのような条件でどのような差異があるかわかるものも含む。特に、仕様</p>		<p>発信のもの)</p>	<p>警部補（相当職を含む。）以下の氏名及び印影</p>	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号のウの職を定める規則（平成14年長野県公安委員会規則第6号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないとされているため。</p>
		<p>⑧担当部署及び⑧電話番号</p>	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>	
		<p>⑩記事欄及び⑪欄外の記載事項</p>	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>	
			<p>条例第7条第6号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、速度取締機器の性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>	
<p>37</p>	<p>電話記録用紙（平成28年8月31日午前11時発信のもの)</p>	<p>担当者の氏名</p>	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>	
		<p>警部補（相当職を含む。）以下の氏名及び印影</p>	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号のウの職を定める規則（平成14年長野県公安委員会規則第6号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないとされているため。</p>	
		<p>⑧担当部署及び⑧電話番号</p>	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>	

<p>の差異により片方の装置が適さないことを確認したもの。以下の全て。</p> <p>(ア) 県警または他県等の警察が作成したもの。</p> <p>例えば、特定の場所では使用できないことから、片方の装置を指定することを検討したもの。</p> <p>(イ) 警察庁が作成したもの。</p> <p>例えば、取締装置の案内や、使用する際の注意で、片方の装置は特定の状況で測定できない、あるいは使用しないよう記載されたもの。</p> <p>(ウ) 製造業者またはそ</p>	38	書類送付案内 (送信元○○のもの)	⑩記事欄及び⑪欄外の記載事項	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
				<p>条例第7条第6号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
			担当者の氏名	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
			警部補（相当職を含む。）以下の氏名	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名は、条例第7条第2号のウの職を定める規則（平成14年長野県公安委員会規則第6号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。</p>
			⑧担当部署、⑧電話番号及び⑧FAX番号が記載されている部分	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
⑭記事欄及び①送付書類の記載事項、⑫写真	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>			
				<p>条例第7条第6号該当</p> <p>記事欄等の記載内容は、速度取締機器の運用及び性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>

<p>の代理店が作成したもの。 例えば、取扱説明書やカタログ等で、双方の装置の仕様が記載された部分や、特定の状況で測定できない、あるいは使用してはならないことが記載された、使用する場合の注意点等。 作成者が複数あれば、全て。 (エ)その他の組織・団体が作成したもの。 例えば科警研・法務省・検察庁が作成したものが考えられるが、全てのあらゆる組織・団体を対象とする。 例えば、装置の検証の</p>	39	<p>電話記録用紙 (平成 29 年 2 月 2 日午前 10 時 30 分着信のもの)</p>	<p>担当者の氏名</p>	<p>条例第 7 条第 2 号該当 担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
			<p>⑧担当部署及び ⑧電話番号</p>	<p>条例第 7 条第 3 号該当 担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
			<p>警部補（相当職を含む。）以下の氏名</p>	<p>条例第 7 条第 2 号該当 警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名は、条例第 7 条第 2 号のウの職を定める規則（平成 14 年長野県公安委員会規則第 6 号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。</p>
			<p>⑩記事欄及び⑪欄外の記載事項</p>	<p>条例第 7 条第 3 号該当 記事欄等の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号該当 記事欄等の記載内容は、速度取締機器の運用及び性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
<p>40</p>	<p>新たな速度違反自動取締装置モデル事業の視察結果について（平成 29 年 3 月 9 日付け、復命）</p>	<p>警部補（相当職を含む。）以下の氏名及び印影</p>	<p>条例第 7 条第 2 号該当 警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影は、条例第 7 条第 2 号のウの職を定める規則（平成 14 年長野県公安委員会規則第 6 号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。</p>	
		<p>⑰「6 (1) 自動速度取締係の体制について」の記載事項</p>	<p>条例第 7 条第 4 号該当 係の体制は、これを公開することにより、具体的な体制、運用状況等が明らかとなり、事案対処能力を推認することが可能となり、犯罪を企図する者が対抗措置を講</p>	

<p>結果、特定の状況で使用できないことを示すもの。</p> <p>12 可搬式速度違反自動取締装置〇〇または〇〇の取扱いに当たって警察庁や県警等が作成した説明文章や取扱上の注意文章。</p>			<p>じることにより、将来にわたる犯行を容易にし、違法行為を誘発又は助長するおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>		
			<p>条例第7条第6号該当</p> <p>速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>		
		<p>⑱「6(3)可搬式速度違反自動取締装置について」、⑲「(2)半可搬式速度違反自動取締装置について」、⑳「(3)固定式速度違反自動取締装置について」、㉑「(4)その他」、㉒「(5)質疑応答」及び㉓「7視察結果」の記載事項</p>	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>記載内容等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>		
			<p>条例第7条第6号該当</p> <p>記載内容等は、速度取締機器の運用及び性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>		
		<p>⑩作成者の追記部分</p>			
		<p>別添「新たな速度違反自動監視装置に関するモデル事業の実施について（通達）」のうち、㉔㉕本文並びに①対象装置の内容、①名称、①メーカー名、⑫写真、①計測方</p>		<p>条例第7条第3号該当</p> <p>対象装置の内容等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>	
<p>条例第7条第6号該当</p> <p>対象装置の内容等は、速度取締機器の運用及び性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるた</p>					

		式、①周波数、 ①最大検知距離、①撮影位置、①速度測定範囲、①計測方向、①最大計測車線、①違反撮影表示画素数、 ①夜間・雨天運用、①特徴及び ⑳判断基準が記載されている部分	め。
41	「交通指導だより」の送付について（平成 29 年 4 月 4 日付け事務連絡、警察庁交通局交通指導課理事官発出のもの）	警部補（相当職を含む。）以下の氏名及び印影	条例第 7 条第 2 号該当 警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影は、条例第 7 条第 2 号のウの職を定める規則（平成 14 年長野県公安委員会規則第 6 号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないとされているため。
		㉑担当者の追記部分 ㉒機器構成のイメージ図及び㉓写真並びに①主な特徴、③参考見積価格、①測定原理、㉔採用経緯及び㉕留意事項が記載されている部分	条例第 7 条第 3 号該当 担当者の追記部分等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
			条例第 7 条第 6 号該当 担当者の追記部分等は、速度取締機器の運用及び性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
42	速度違反自動取締装置に係る製品説明結果について（復命、平成 29 年 4 月 27 日付け）	警部補（相当職を含む。）以下の氏名及び印影	条例第 7 条第 2 号該当 警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影は、条例第 7 条第 2 号のウの職を定める規則（平成 14 年長野県公安委員会規則第 6 号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないとされているため。

		<p>⑧メーカー名</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>メーカー名は、速度取締機器の性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
		<p>担当者の氏名</p> <p>条例第7条第2号該当</p> <p>担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
		<p>⑬⑭「3 説明内容」及び⑬⑭「4 今後の方針」の記載事項</p> <p>条例第7条第3号該当</p> <p>記載事項等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
		<p>⑪担当者の追記部分</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>記載事項等は、速度取締機器の運用及び性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
43	カタログ（可搬式速度違反自動取締装置、前記42に添付のもの）	<p>①型番、①設置要領、①構成機器、①性能、①機能、①使用要領、①運用要領、⑫写真、①主要緒元、①環境条件が記載されている部分</p> <p>条例第7条第3号該当</p> <p>型番等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第7条第4号該当</p> <p>型番等は、具体的な速度取締りの方法及び速度取締機器の性能に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>記載事項等は、速度取締機器の運用及び性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>

44	新製品のご案内（〇〇発行のもの）	警部補（相当職を含む。）以下の氏名及び印影	<p>条例第7条第2号該当</p> <p>警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号のウの職を定める規則（平成14年長野県公安委員会規則第6号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないとされているため。</p>
		⑧担当部署、⑧電話番号及び⑧FAX番号が記載されている部分	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
		①案内文の一部 ⑪担当者の追記分	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>案内文は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
			<p>条例第7条第6号該当</p> <p>案内文は、速度取締機器の運用及び性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
45	カタログ（車両速度計測装置、〇〇のもの）	記載内容のうち、①機器の概要、①特徴、①システム構成、①運用方法、①	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>機器の概要等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>

		性能、①構成、 ⑫写真、①仕様 及び①寸法重量 に関するもの	<p>条例第7条第4号該当</p> <p>機器の概要等は、具体的な速度取締りの方法及び速度取締機器の性能に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>
			<p>条例第7条第6号該当</p> <p>機器の概要等は、速度取締機器の運用及び性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
		⑧業者の担当部署、⑧電話番号及び⑧FAX番号が記載されている部分	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
46	製品仕様書 (車両速度計測装置〇〇のもの)	記載内容のうち、⑮日付、⑯番号、①概要、①機器の構成、①構成、①機能、①性能に関するもの	<p>条例第7条第3号該当</p> <p>機器の概要等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
			<p>条例第7条第4号該当</p> <p>機器の概要等は、具体的な速度取締りの方法及び速度取締機器の性能に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>
			<p>条例第7条第6号該当</p>

				機器の概要等は、速度取締機器の運用及び性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
47	御見積書 (YN1704251 のもの)	担当者の印影		条例第7条第2号該当 担当者の印影は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
		⑧電話番号、③金額が記載されている部分		条例第7条第3号該当 担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
48	電話記録用紙 (平成29年 12月11日午 前10時30分 着信のもの)	担当者の氏名		条例第7条第2号該当 担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
		警部補(相当職を含む。)以下の氏名及び印影		条例第7条第2号該当 警部補(相当職を含む。)以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号のウの職を定める規則(平成14年長野県公安委員会規則第6号)により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないとされているため。
		⑩記事欄の記載事項		条例第7条第3号該当 記事欄の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
				条例第7条第6号該当 記事欄の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
49	速度違反自動 取締装置の運 用上の留意事	警部補(相当職を含む。)以下の氏名及び印影		条例第7条第2号該当 警部補(相当職を含む。)以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号のウの職を定める規則(平成14

	項について (平成 30 年 11 月 1 日付け 事務連絡、警 察庁交通局交 通指導課理事 官 発 出 の も の)		年長野県公安委員会規則第 6 号) により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。
		⑪ 担当者の追記部分及び①本文の一部	<p>条例第 7 条第 3 号該当 担当者の追記部分等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号該当 担当者の追記部分等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
50	電話記録用紙 (令和 2 年 7 月 8 日午前 11 時 30 分着信 のもの)	担当者の氏名	<p>条例第 7 条第 2 号該当 担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。</p>
		警部補 (相当職を含む。) 以下の氏名及び印影	<p>条例第 7 条第 2 号該当 警部補 (相当職を含む。) 以下の職員の氏名及び印影は、条例第 7 条第 2 号のウの職を定める規則 (平成 14 年長野県公安委員会規則第 6 号) により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないこととされているため。</p>
		⑧ 担当部署及び ⑧ 電話番号	<p>条例第 7 条第 3 号該当 担当部署等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p>
		⑩ 記事欄の記載事項	<p>条例第 7 条第 3 号該当 記事欄の記載内容は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号該当 記事欄の記載内容は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関</p>

				する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
51	可搬式速度違反自動取締装置（〇〇）の仕様説明について（令和2年7月17日付け、交通指導課指導取締係作成のもの）	警部補（相当職を含む。）以下の氏名及び印影	条例第7条第2号該当	警部補（相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号のウの職を定める規則（平成14年長野県公安委員会規則第6号）により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察行政職員については氏名を公開しないとされているため。
		「2 関係業者（担当者）」の関係業者及び担当者が記載されている部分	条例第7条第2号該当	担当者の氏名は、個人に関する情報であって、原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない。
		⑧担当部署	条例第7条第3号該当	担当部署は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
		㉘「3 〇〇への変更点等について」、㉙「4 納期について」及び㉚「5 その他」の記載事項並びに㉛担当者の追記部分	条例第7条第3号該当	記載事項等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。
			条例第7条第6号該当	記載事項等は、速度取締機器の運用及び性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
52	カタログ（車両速度計測装置〇〇のもの）	記載内容のうち、①機器の概要、①特徴、①主要性能、⑫外観図、⑫主要構	条例第7条第3号該当	機器の概要等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。

		成品に関するもの ⑧業者の担当部署、⑧電話番号及び⑧FAX番号	条例第7条第6号該当 機器の概要等は、速度取締機器の運用及び性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
53	製品仕様書（車両速度計測装置〇〇のもの）	記載内容のうち、①概要、⑮日付、①機器の構成、①構成図、①機能、①性能、⑫参考図に関するもの	条例第7条第3号該当 機器の概要等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。 条例第7条第6号該当 機器の概要等は、速度取締機器の運用及び性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
54	販促資料（車両速度計測装置〇〇/〇〇のもの）	記載内容のうち、⑮日付、⑯番号、①概要、①部署、⑯番号、①特徴、①差異・特徴、①図面、①写真、①性能、①運用に関するもの	条例第7条第3号該当 機器の概要等は、法人その他団体に関する情報であって、公開することにより、速度取締機器に関して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。 条例第7条第4号該当 機器の概要等は、具体的な速度取締りの方法及び速度取締機器の性能に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 条例第7条第6号該当 機器の概要等は、速度取締機器の運用及び性能に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。
14 平成 28 年（2016 年度）以降の速度違反自	86 運用状況表	⑳設置場所、㉑撮影枚数、㉒追跡可能枚数、㉓追跡可能率及び	条例第7条第4号該当 設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違

<p>動取締装置の作動回数（測定回数・撮影回数いずれも含む）のうち有効な違反の割合がわかるもの。</p> <p>15 平成 28 年（2016 年度）以降の速度違反自動取締装置の作動回数（測定回数・撮影回数いずれも含む）または有効な違反数に対する（ア）捜査件数または捜査不可件数（イ）検挙件数の割合が分かるもの。</p>		③⑩ 検挙率が記載されている部分	<p>法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号該当</p> <p>設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>	
	87	高速走行抑止システム運用状況（平成 28 年 4 月分）	③⑩ 設置場所、③⑩ 撮影総数、③⑩ 検挙数、③⑩ 捜査不能数、③⑩ 未処理数、③⑩ 超過速度別の内訳、③⑩ 違反者の方面別、③⑩ 合計検挙数及び③⑩ 累積前年比が記載されている部分	<p>条例第 7 条第 4 号該当</p> <p>設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号該当</p> <p>設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
	88	高速走行抑止システム運用状況（平成 28 年 5 月分）	③⑩ 設置場所、③⑩ 撮影総数、③⑩ 検挙数、③⑩ 捜査不能数、③⑩ 未処理数、③⑩ 超過速度別の内訳、③⑩ 違反者の方面別、③⑩ 合計検挙数及び③⑩ 累積前年比が記載されている部分	<p>条例第 7 条第 4 号該当</p> <p>設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第 7 条第 6 号該当</p> <p>設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
	89	高速走行抑止システム運用状況（平成 28 年 6 月分）	③⑩ 設置場所、③⑩ 撮影総数、③⑩ 検挙数、③⑩ 捜査不能数、③⑩ 未処理	<p>条例第 7 条第 4 号該当</p> <p>設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違</p>

		数、㊸超過速度別の内訳、㊸違反者の方面別、㊸合計検挙数及び㊸累積前年比が記載されている部分	<p>法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
90	高速走行抑止システム運用状況（平成28年7月分）	㊸設置場所、㊸撮影総数、㊸検挙数、㊸捜査不能数、㊸未処理数、㊸超過速度別の内訳、㊸違反者の方面別、㊸合計検挙数及び㊸累積前年比が記載されている部分	<p>条例第7条第4号該当</p> <p>設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
91	高速走行抑止システム運用状況（平成28年8月分）	㊸設置場所、㊸撮影総数、㊸検挙数、㊸捜査不能数、㊸未処理数、㊸超過速度別の内訳、㊸違反者の方面別、㊸合計検挙数及び㊸累積前年比が記載されている部分	<p>条例第7条第4号該当</p> <p>設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
92	高速走行抑止システム運用状況（平成28年9月分）	㊸設置場所、㊸撮影総数、㊸検挙数、㊸捜査不能数、㊸未処理	<p>条例第7条第4号該当</p> <p>設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違</p>

		数、㊿超過速度別の内訳、㊿違反者の方面別、㊿合計検挙数及び㊿累積前年比が記載されている部分	<p>法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
93	高速走行抑止システム運用状況（平成28年10月分）	㊿設置場所、㊿撮影総数、㊿検挙数、㊿捜査不能数、㊿未処理数、㊿超過速度別の内訳、㊿違反者の方面別、㊿合計検挙数及び㊿累積前年比が記載されている部分	<p>条例第7条第4号該当</p> <p>設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
94	高速走行抑止システム運用状況（平成28年11月分）	㊿設置場所、㊿撮影総数、㊿検挙数、㊿捜査不能数、㊿未処理数、㊿超過速度別の内訳、㊿違反者の方面別、㊿合計検挙数及び㊿累積前年比が記載されている部分	<p>条例第7条第4号該当</p> <p>設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
95	高速走行抑止システム運用状況（平成28年12月分）	㊿設置場所、㊿撮影総数、㊿検挙数、㊿捜査不能数、㊿未処理	<p>条例第7条第4号該当</p> <p>設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違</p>

		数、㊿超過速度別の内訳、㊿違反者の方面別、㊿合計検挙数及び㊿累積前年比が記載されている部分	<p>法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
96	高速走行抑止システム運用状況（平成29年12月分）	㊿設置場所、㊿撮影総数、㊿検挙数、㊿捜査不能数、㊿未処理数、㊿超過速度別の内訳、㊿違反者の方面別、㊿合計検挙数及び㊿累積前年比が記載されている部分	<p>条例第7条第4号該当</p> <p>設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
97	高速走行抑止システム運用状況（平成30年1月分）	㊿設置場所、㊿撮影総数、㊿検挙数、㊿捜査不能数、㊿未処理数、㊿超過速度別の内訳、㊿違反者の方面別、㊿合計検挙数及び㊿累積前年比が記載されている部分	<p>条例第7条第4号該当</p> <p>設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当</p> <p>設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>

98	高速走行抑止システム運用状況（平成30年2月分）	③〇設置場所、③〇撮影総数、③〇検挙数、③〇捜査不能数、③〇未処理数、③〇超過速度別の内訳、③〇違反者の方面別、③〇合計検挙数及び③〇累積前年比が記載されている部分	<p>条例第7条第4号該当</p> <p>設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>
			<p>条例第7条第6号該当</p> <p>設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
99	高速走行抑止システム運用状況（平成30年3月分）	③〇設置場所、③〇撮影総数、③〇検挙数、③〇捜査不能数、③〇未処理数、③〇超過速度別の内訳、③〇違反者の方面別、③〇合計検挙数及び③〇累積前年比が記載されている部分	<p>条例第7条第4号該当</p> <p>設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>
			<p>条例第7条第6号該当</p> <p>設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
100	オービス（固定式）運用状況（令和2年11月分）	③〇設置場所、③〇撮影総数、③〇検挙数、③〇捜査不能数、③〇未処理数、③〇超過速度別の内訳、③〇違反者の方面別、③〇合計検挙数及び③〇累計前年比が記載されている部分	<p>条例第7条第4号該当</p> <p>設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>
			<p>条例第7条第6号該当</p> <p>設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>

101	オービス（可搬式）運用状況（令和2年11月分）	<p>③〇設置場所、③〇撮影総数、③〇検挙数、③〇捜査不能数、③〇未処理数、③〇超過速度別の内訳、③〇違反者の方面別、③〇合計検挙、③〇合計依頼数、③〇検挙数、③〇捜査中数、③〇依頼件数が記載されている部分</p>	<p>条例第7条第4号該当 設置場所等は、具体的な速度取締りの方法及び捜査手法に関する情報であり、これを公開することにより、道路交通法違反事件捜査が妨害されるとともに、将来の違法行為を誘発又は容易にするおそれがあるなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p> <p>条例第7条第6号該当 設置場所等は、速度取締機器の運用に関する情報であり、これを公開することにより、交通取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるため。</p>
-----	-------------------------	---	--

(別表2)

別表	番号	公開すべき部分
1-1	2	取締装置の概要、取締装置の構成、端末装置の制御、データ保存、撮影位置、画像明瞭度、記録及び測定速度
	31	
	89	
1-2	2	電話番号及び数量単位
	3	
	4	電話番号、形状寸度、数量、単位及び工種
	9	・担当部署及び電話番号 ・記載欄の1ページ目のうち、1行目及び2行目
	10	役職及び電話番号
	11	担当部署及び電話番号
	12	・担当部署及び電話番号 ・記載欄のうち、6行目、7行目、9行目及び10行目
	13	・担当部署及び電話番号 ・記載欄の1ページ目のうち、5行目、6行目、10行目の13文字目から45文字目まで及び11行目から14行目まで並びに2ページ目のうち、1行目から6行目まで、7行目の1文字目から19文字目まで、8行目の5文字目から30文字目まで、9行目及び10行目
	14	・担当部署及び電話番号 ・番号14の記載欄の1ページ目のうち、1行目及び7行目並びに欄外の担当者の追記部分
	15	担当部署及び電話番号
	16	・担当部署及び電話番号 ・記載欄のうち、1行目、10行目から12行目まで及び14行目
	19	電話番号
	20	
	21	・担当部署及び電話番号 ・記載欄のうち、12行目の1文字目から7文字目まで及び20文字目から47文字目まで並びに13行目
	22	・担当部署及び電話番号 ・番号22の記載欄のうち、11行目、13行目及び14行目
	23	・担当部署及び電話番号 ・番号23の記載欄の1ページ目のうち、2行目、3行目、6行目、7行目、及び12行目の1文字目から10文字目まで及び18文字目から37文字目まで並びに2ページ目のうち、2行目から4行目まで
	24	担当部署及び電話番号
25	・担当部署及び電話番号 ・番号25の記載欄のすべて及び欄外の担当者の追記部分のうち、取締装置の	

	設置場所の分かる記載以外の部分
26	<ul style="list-style-type: none"> ・日付、担当部署、電話番号及びFAX番号 ・記載事項のうち、2行目の18文字目から29文字目まで並びに6行目の6文字目及び9文字目から23文字目まで
27	<ul style="list-style-type: none"> ・出力部プリンタ出力地点名の「速度」（「記入①」の部分）、「地点名」（「記入③」の部分）及び「第○車線」（「記入④」の部分）の記入欄以外の部分 ・運用部取締画面地点名の「地点名・車線名」（「記入⑤」の部分）の記入欄以外の部分
28	非公開部分すべて
29	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署及び電話番号 ・記載欄の1ページ目のうち、2行目から4行目まで及び6行目並びに欄外の担当者の追記部分のうち、取締装置の設置場所の分かる記載以外の部分
30	<ul style="list-style-type: none"> ・出力部プリンタ出力地点名の「速度」（番号27の「記入①」の部分）、「地点名」（同「記入③」の部分）及び「第○車線」（同「記入④」の部分）の記入欄以外の部分 ・運用部取締画面地点名の「地点名・車線名」（同「記入⑤」の部分）の記入欄以外の部分
31	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署及び電話番号 ・記載欄のうち、1行目の29文字目から37文字目まで及び4行目から10行目まで並びに欄外の担当者の追記部分のうち、取締装置の設置場所の分かる記載以外の部分
32	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署及び電話番号 ・記載欄の1ページ目のうち、6行目から9行目まで、10行目の1文字目から5文字目まで及び11文字目から48文字目まで、11行目の1文字目から6文字目まで及び12文字目から48文字目まで、及び12行目並びに2ページ目及び3ページ目のすべて、並びに欄外下部の担当者の追記部分
33	日付及び担当部署
34	<ul style="list-style-type: none"> ・出力部プリンタ出力地点名の「速度」（番号27の「記入①」の部分）、「地点名」（同「記入③」の部分）及び「第○車線」（同「記入④」の部分）の記入欄以外の部分 ・運用部取締画面地点名の「地点名・車線名」（同「記入⑤」の部分）の記入欄以外の部分
35	上方の担当者の追記部分（「…を参考としたい」の記載を含む部分）のうち、1行目の1文字目及び2文字目
36	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署及び電話番号 ・欄外の担当者の追記部分
37	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署及び電話番号 ・記載欄の1ページ目のうち、2行目、3行目、5行目及び6行目並びに2

	ページ目のうち、15行目
38	日付、担当部署、電話番号、FAX番号及び記事欄
39	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署及び電話番号 ・記載欄の1ページ目のうち、3行目及び4行目並びに欄外の担当者の追記部分のうち、1行目及び2行目の1文字目から15文字目まで
40	<ul style="list-style-type: none"> ・⑱の記載のうち、3行目、6行目、8行目及び12行目 ・⑲の記載のうち、2行目、3行目の13文字目及び14文字目、4行目の12文字目及び13文字目、5行目、及び7行目 ・⑳の記載の1ページ目のうち、3行目及び6行目並びに2ページ目のうち、1行目 ・㉒の記載のうち、1行目から12行目まで ・㉔のすべて
41	下方の担当者の追記部分（「【本件担当】」の記載の直上の部分）のうち、1行目、2行目の1文字目から5文字目まで及び18文字目から24文字目まで、3行目の1文字目から11文字目まで、及び4行目の5文字目から21文字目まで
42	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカー名 ・⑱の記載のうち、3行目、4行目、7行目及び9行目 ・⑳の記載の1ページ目のうち、1行目、6行目、7行目及び8行目の1文字目から4文字目まで並びに2ページ目の1行目、2行目の1文字目から4文字目まで及び3行目の1文字目から4文字目まで
43	2ページ目上部の記載部分（「これまでの可搬式速度違反取締装置は…さまざまな制約がありました。」の記載を含む部分）のうち、2行目、3行目の28文字目から47文字目まで及び4行目
44	担当部署、電話番号及びFAX番号
45	担当部署、電話番号及びFAX番号
46	日付及び番号
47	電話番号
48	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署 ・記載欄の1ページ目のすべて
50	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署及び電話番号 ・記載欄のすべて
51	担当部署
52	担当部署、電話番号及びFAX番号
53	<ul style="list-style-type: none"> ・日付 ・4ページ目のうち、2行目
54	<ul style="list-style-type: none"> ・日付、番号及び部署 ・2ページ目のうち、「1. 機器の特徴」の記載部分、「3. 計測車両の見える化」の記載部分、「6. 「車両計測センサー」の差異・特徴」の記載部

	分
87	「検挙」、「捜査不能」、「未処理」、「超過速度別」及び「違反者の方面別」の小計の項目名
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	
101	

※この別表2の番号は、別表1-1及び別表1-2の番号に対応している。また、本答申により開示すべきとする部分のみ記載している。

(別表3)

本件実施機関が新たに存在を認めた文書
<ul style="list-style-type: none"> ・重要物品購入協議書（平成29年4月7日付けのもの） ・重要物品購入（借入）協議について（通知）（平成29年4月24日付けのもの） ・重要物品購入協議書（令和2年3月31日付けのもの） ・重要物品購入協議について（回答）（令和2年4月30日付けのもの）